

単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件新旧対照条文

○単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第815号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年5月13日農林水産省告示第703号）	旧
<p>単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準</p> <p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合にあつては、(1)及び(2)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、イに掲げる機械器具にあつては、構造用単板積層材を製造する場合であつて煮沸はく離試験を行わない場合を除く。</p> <p>ア、イ （略）</p> <p>ウ <u>造作用単板積層材</u>を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、寒熱繰返し試験を行う場合に限る。</p> <p>(7)、(i) （略）</p> <p>エ 構造用単板積層材を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、(7)に掲げる機械器具にあつては減圧加圧はく離試験を行う場合、(i)に掲げる機械器具にあつてはブロックせん断試験を行う場合に限る。</p> <p>(7)～(i) （略）</p> <p>(4) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合であつて、ホルムアルデヒド放散量についての表示をする場合にあつては、(1)から(3)までに規定するもののほか、次に掲げる機械器具。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>アクリルデシケーター</u></p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>4 格付のための施設</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ <u>造作用単板積層材</u>を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、寒熱繰返し試験を行わない場合を除く。</p> <p>(7)、(i) （略）</p> <p>ク 構造用単板積層材を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、(7)に掲げ</p>	<p>単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準</p> <p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合にあつては、(1)及び(2)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、イに掲げる機械器具にあつては、構造用単板積層材を製造する場合であつて煮沸はく離試験を行わない場合を除く。</p> <p>ア、イ （略）</p> <p>ウ <u>単板積層材（構造用単板積層材を除く。）</u>を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、寒熱繰返し試験を行う場合に限る。</p> <p>(7)、(i) （略）</p> <p>エ 構造用単板積層材を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、(7)に掲げる機械器具にあつては減圧加圧試験を行う場合、(i)に掲げる機械器具にあつてはブロックせん断試験を行う場合に限る。</p> <p>(7)～(i) （略）</p> <p>(4) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合であつて、ホルムアルデヒド放散量についての表示をする場合にあつては、(1)から(3)までに規定するもののほか、次に掲げる機械器具</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>ガラスデシケーター</u></p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>4 格付のための施設</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ <u>単板積層材（構造用単板積層材を除く。）</u>を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、寒熱繰返し試験を行わない場合を除く。</p> <p>(7)、(i) （略）</p> <p>ク 構造用単板積層材を製造する場合にあつては、次に掲げる機械器具。ただし、(7)に掲げ</p>

る機械器具にあつては減圧加圧はく離試験を行わない場合、(ウ)に掲げる機械器具にあつてはブロックせん断試験を行わない場合を除く。

(ア)～(エ) (略)

ケ、コ (略)

二～五 (略)

第二 (略)

る機械器具にあつては減圧加圧試験を行わない場合、(ウ)に掲げる機械器具にあつてはブロックせん断試験を行わない場合を除く。

(ア)～(エ) (略)

ケ、コ (略)

二～五 (略)

第二 (略)